

**(処遇改善の取り組みについて)**

「たんぽぽ生活介護事業所」「たんぽぽ就労継続事業所」「たんぽぽ児童デイサービス事業所」「たんぽぽ居宅介護事業所」「たんぽぽ同行援護事業所」「たんぽぽ訪問介護事業所」では、処遇改善加算Ⅰ及び特定処遇改善加算Ⅰを申請して処遇改善に取り組んでいます。

**(処遇改善加算の職場環境要件)**

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する者への実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減